令和８年（フ）第１９２号
秋田市山王新町15番25号、前住所埼玉県戸田市喜沢２丁目５番地の12　（エステートピアキザワ201号室）
債務者　平塚　健慈
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３９号
福島市丸子字台12番地の１ピュアハイツ101
債務者　横尾　春香
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　福島地方裁判所

令和８年（フ）第１４１号
福島市蓬莱町四丁目３番13―22号
債務者　室谷すみ子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　福島地方裁判所

令和８年（フ）第１４５号
福島市森合字森下29番地の８
債務者　菅野　愛子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　福島地方裁判所

令和８年（フ）第１５１号
福島市南矢野目字中屋敷59番地の10レオパレス中屋敷ソレイユ105
債務者　石山　富三
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　福島地方裁判所

令和８年（フ）第３１０号
埼玉県熊谷市円光１丁目11番40号　メゾン・ド・フォーリーフ・クローバー202
債務者　井上　夢菜
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３１１号
埼玉県本庄市児玉町児玉2469番地３
債務者　武政　訓子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１５６号
新潟市西区五十嵐２の町9147番地２　スカイテラスⅡ101号
債務者　茂野　　颯
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７４号
新潟県五泉市伊勢の川７番14号
債務者　中谷　千帆
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７９号
新潟市秋葉区山谷町２丁目１番12号
債務者　中野　　務
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１５号
新潟市東区もえぎ野２丁目６番20号　セジュール萌木野Ａ棟102号
債務者　菊地　汰透
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３９号
山梨県笛吹市春日居町別田484番５、住民票上の住所山梨県笛吹市春日居町別田468番地
債務者　田中　博子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５６号
山梨県甲斐市岩森2797番地　ヒルトップステージ101
債務者　河野　建治
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８６号
長野県塩尻市大字広丘堅石2146番地578　グリーンヒルズ102
債務者　三浦　勇太
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１９０号
長野県安曇野市三郷温2626番地２
債務者　髙野まゆみ
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第５８号
長野県諏訪市大字中洲4185番地１　Ｂｅｌｌｅ　Ａｖｅｎｕｅ102
債務者　富士原直貴
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第５２５号
静岡県藤枝市時ケ谷388番地の７　サンシティエリカＡ―201号
債務者　桒原　顕五
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　静岡地方裁判所民事第２部